

2月 乙が30,000円を持参(納付)
4月～7月 乙が納入通知書により合計110,000円を納付
8月 乙へ納入通知書を送付するも納付なし

以降、電話による催促、納入通知書の再発行、書面による催促などを行うが納付なし。特に、令和3年5月13日以降は、乙の自宅を訪問しても乙には会えず電話をかけても乙とは直接話ができている状況が続いている。